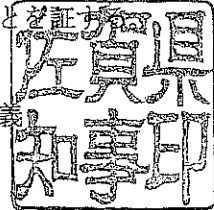


産業廃棄物処分量業許可証

住 所 佐賀県鳥栖市轟木町929番地の2

氏 名 有限会社鳥栖環境開発総合センター
代表取締役 宮原 敏也

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する



佐賀県知事 山口 祥義

許可の年月日 令和2年（2020年）9月 2日

許可の有効年月日 令和4年（2022年）6月11日

1. 事業の範囲

中間処理業	産業廃棄物の種類
堆肥化	汚泥、廃油（廃食油に限る。）、廃酸（食品廃棄物に限る。）、廃アルカリ（食品廃棄物に限る。）、木くず、動植物性残さ及び動物のふん尿 以上7種類（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）
脱水	汚泥（有機性汚泥及び浄水場汚泥に限る。） 以上1種類（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）
消化	汚泥（有機性汚泥に限る。）及び廃油（有機性汚泥に含まれるものに限る。） 以上2種類（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）
溶融	廃プラスチック類（発泡スチロールに限る。） 以上1種類（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を除く。）
破碎	紙くず、木くず、繊維くず及びゴムくず並びに廃プラスチック類（発泡スチロールを除く。）、金属くず及びガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（自動車等破碎物を除く。） 以上7種類（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）
精製	廃油（植物系廃食油に限る。） 以上1種類
発酵	汚泥、廃酸（食品廃棄物に限る。）、廃アルカリ（食品廃棄物に限る。）、動植物性残さ及び動物のふん尿 以上5種類（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）
乾燥	汚泥 以上1種類（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）
破袋分別	汚泥（食品廃棄物に限る。）、廃油（食品廃棄物に限る。）、廃酸（食品廃棄物に限る。）、廃アルカリ（食品廃棄物に限る。）、廃プラスチック類（食品容器に限る。）、紙くず（食品容器に限る。）及び動植物性残さ（食品廃棄物に限る。） 以上7種類（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）
圧縮梱包	廃プラスチック類、紙くず、繊維くず及び金属くず 以上4種類（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）
圧縮分別	汚泥（食品廃棄物に限る。）、廃酸（食品廃棄物に限る。）、廃アルカリ（食品廃棄物に限る。）、廃プラスチック類（食品容器に限る。）、紙くず（食品容器に限る。）及び金属くず（食品容器に限る。） 以上6種類（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）
圧縮	金属くず 以上1種類（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

2. 事業の用に供するすべての施設

種類	堆肥化施設	堆肥化施設	堆肥化施設
産業廃棄物の種類	1. の中間処理業（堆肥化）にある産業廃棄物の種類の全て	汚泥、廃油（廃食油に限る。）、動植物性残さ及び動物のふん尿	
設置場所	鳥栖市轟木町字一本杉929番3、930番3	鳥栖市轟木町字一本杉926番1	
設置年月日	平成11年3月29日	平成21年2月8日	平成21年8月20日
処理能力	20t/日（24時間）	3.5t/日（24時間）	3.5t/日（24時間）

種類	堆肥化施設	堆肥化施設	堆肥化施設
産業廃棄物の種類	汚泥、廃油（廃食油に限る。）、動植物性残さ及び動物のふん尿		
設置場所	鳥栖市轟木町字一本杉926番1		鳥栖市轟木町字一本杉927番1、927番4
設置年月日	平成21年11月2日	平成22年3月23日	平成23年1月31日
処理能力	3.5t/日（24時間）	3.5t/日（24時間）	3.5t/日（24時間）

種類	堆肥化施設	堆肥化施設	熔融施設
産業廃棄物の種類	汚泥、廃油（廃食油に限る。）、動植物性残さ及び動物のふん尿		廃プラスチック類（発泡スチロールに限る。）
設置場所	鳥栖市轟木町字一本杉926番1		
設置年月日	平成25年6月30日	平成25年6月30日	平成13年11月15日
処理能力	3.5t/日（24時間）	3.5t/日（24時間）	0.80t/日（8時間）

種類	精製（エステル化）施設	発酵施設	破碎施設
産業廃棄物の種類	廃油（植物系廃食油に限る。）	1. の中間処理業（発酵）にある産業廃棄物の種類の全て	1. の中間処理業（破碎）にある産業廃棄物の種類の全て
設置場所	鳥栖市轟木町字一本杉929番2	鳥栖市轟木町字一本杉912番1、912番7、927番1	鳥栖市轟木町字一本杉926番1
設置年月日	平成11年4月28日	平成17年5月13日	平成14年7月11日
処理能力	1.0t/日（24時間）	9.5t/日（24時間）	廃プラスチック類：4.0t/日（8時間） 紙くず：1.8t/日（8時間） 木くず：3.5t/日（8時間） 繊維くず：1.8t/日（8時間） ゴムくず：2.6t/日（8時間） 金属くず：1.8t/日（8時間） ガラスくず・コンクリートくず・陶器くず：3.5t/日（8時間）

種類	脱水施設（移動式）	消化施設	乾燥施設
産業廃棄物の種類	汚泥（有機性汚泥及び浄水場汚泥に限る。）	1. の中間処理業（消化）にある産業廃棄物の種類の全て	汚泥
設置場所	鳥栖市轟木町字牽牛1854番1（保管場所）	鳥栖市轟木町字一本杉926番1	鳥栖市轟木町字一本杉929番3、930番3
設置年月日	平成12年3月15日	平成13年9月19日	平成14年9月24日
処理能力	8.0t/日	4.6t/日	4.0t/日（8時間）

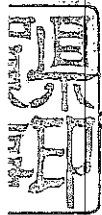
（次面へ）

15

種類	破袋分別施設	破袋分別施設	破袋分別施設
産業廃棄物の種類	1. の中間処理業（破袋分別）にある産業廃棄物の種類の全て		
設置場所	鳥栖市轟木町字一本杉912番1	鳥栖市轟木町字一本杉926番1	
設置年月日	平成23年9月13日	平成24年8月22日	令和2年6月25日
処理能力	9.2m ³ /日（8時間）	9.2m ³ /日（8時間）	13m ³ /日（8時間）

種類	圧縮梱包施設	圧縮分別施設	圧縮分別施設
産業廃棄物の種類	1. の中間処理業（圧縮梱包）にある産業廃棄物の種類の全て	汚泥（食品廃棄物に限る。）、廃酸（食品廃棄物に限る。）、廃アルカリ（食品廃棄物に限る。）及び金属くず（食品容器に限る。）	汚泥（食品廃棄物に限る。）、廃酸（食品廃棄物に限る。）、廃アルカリ（食品廃棄物に限る。）、廃プラスチック類（食品容器に限る。）及び紙くず（食品容器に限る。）
設置場所	鳥栖市轟木町字一本杉926番1	鳥栖市轟木町字一本杉929番3	
設置年月日	平成23年3月23日	平成29年8月1日	平成29年8月1日
処理能力	廃プラスチック類：0.7t/日（8時間） 紙くず：8.8t/日（8時間） 繊維くず：5.6t/日（8時間） 金属くず：3.1t/日（8時間）	21t/日（8時間）	17t/日（8時間）

種類	圧縮施設
産業廃棄物の種類	金属くず
設置場所	鳥栖市轟木町字一本杉926番1
設置年月日	平成元年10月30日
処理能力	5.1t/日（8時間）



3. 許可の条件

県内で脱水作業を行うときは排出事業場内に限り、発生するろ液は排出事業場内の排水施設に投入すること。以下余白

4. 許可の更新又は変更の状況

- 平成29年 6月12日 更新許可
- 平成29年 7月20日 変更許可 中間処理業(乾燥)、(破袋分別)、(圧縮梱包)の追加
- 令和 元年11月13日 変更許可 中間処理業(圧縮分別)の追加
- 令和 2年 7月 6日 変更届 破袋分別施設(平成23年9月13日設置)の設置場所の変更及び破袋分別施設(令和2年6月25日設置)の追加
- 令和 2年 9月 2日 変更許可 中間処理業(圧縮)の追加

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無
無

許可の状況

(産業廃棄物処分量)

氏名	有限会社鳥栖環境開発総合センター	許可番号	04123010332
住所	佐賀県鳥栖市轟木町929番地の2	電話番号	0942-83-4069
事務所の所在地	同上	電話番号	同上
許可内容等			
許可等の種類	年月日	許可番号	許可等の内容
新規許可	平成2年3月31日	佐賀県指令元環衛第96号	収集運搬業(保管行為を含まない。)
変更許可	平成4年6月12日	佐賀県指令4生衛第33号	中間処理業の追加
更新許可	平成9年6月12日	4123010332	中間処理業(焼却)
変更許可	平成11年6月15日		中間処理業(堆肥化)の追加
変更許可	平成12年4月24日		中間処理業(脱水)の追加
変更許可	平成13年11月21日		中間処理業(消化)及び産業廃棄物の種類(堆肥化(廃油、廃酸、廃アルカリ)、消化(污泥、廃油))の追加
変更許可	平成14年1月21日		中間処理業(溶融)の追加
更新許可	平成14年6月12日		
変更届	平成14年9月24日		堆肥化施設における前処理施設(乾燥機)の増設及びそれに伴う能力の変更(14t/日 → 20.57t/日)
変更届	平成14年12月1日		焼却施設の休止
変更届	平成15年4月22日		堆肥化施設(1.0t/日)の追加
変更許可	平成15年6月2日		破碎施設及び精製(エステル化)施設の追加
変更届	平成16年3月26日		焼却施設の廃止
変更届	平成16年10月12日		代表者の変更
変更許可	平成17年8月11日		中間処理業(発酵)の追加
変更許可	平成19年3月27日		中間処理業(破碎)における産業廃棄物の種類の変更(廃プラスチック類の追加)
更新許可	平成19年6月12日		
変更届	平成20年11月26日	04123010332	堆肥化施設(1.0t/日)の廃止
変更届	平成21年2月17日		堆肥化施設(3.5t/日)の追加、破碎施設の位置の変更及び産業廃棄物の保管場所の位置、面積、保管上限、最大保管高さの変更
変更届	平成21年4月16日		堆肥化施設(3.5t/日)に破袋分別機を追加
変更届	平成21年8月27日		堆肥化施設(3.5t/日)の追加、溶融施設の位置の変更
変更許可	平成21年9月16日		中間処理業(破碎)における産業廃棄物の種類(金属くず、ゴムくず、紙くず、繊維くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず)の追加
変更届	平成21年11月10日		堆肥化施設(3.5t/日)の追加、発酵施設に前処理施設を追加
変更届	平成22年5月7日		堆肥化施設(3.5t/日)の追加
変更届	平成23年2月22日		堆肥化施設(3.5t/日)の追加
変更届	平成24年5月24日		堆肥化施設の地番の変更(5号機 926→927-1, 927-4)
更新許可	平成24年6月12日		
変更届	平成25年7月3日		堆肥化施設(3.5t/日)の2機追加
変更届	平成25年10月11日		産業廃棄物の保管場所の追加
変更届	平成28年8月12日		産業廃棄物の保管場所の変更
変更届	平成29年5月17日		施設の設置場所の変更(926→926-1(分筆))

(裏面へ)

更新許可 変更許可	平成29年 6月12日 平成29年 7月20日		中間処理業（乾燥）、（破袋分別）、（圧縮 梱包）の追加
変更許可 変更届	令和 元年11月13日 令和 2年 7月 6日		中間処理業（圧縮分別）の追加 破袋分別施設（令和2年6月25日設置）の追加並びに破袋分別施設（平成23年9月13日設置）の設置場所及び産業廃棄物保管場所に係る変更
変更許可	令和 2年 9月 2日		中間処理業（圧縮）の追加

※ この許可について不服がある場合は、この許可証を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、環境大臣に対し審査請求をすることができます。

※ 更新をする場合は、「許可の有効年月日」までに、許可申請を循環型社会推進課で行ってください。